

登 録 証

愛知県名古屋市南区大同町二丁目 30 番地
株式会社大同分析リサーチ
代表取締役社長 羽生田 智紀 殿

産業標準化法第 57 条第 1 項の規定に基づき登録試験事業者として登録します。

登 録 番 号 050209JP
登 録 年 月 日 平成 17 年 12 月 8 日
登録更新年月日 令和 3 年 12 月 8 日
登録の有効期間 令和 7 年 12 月 7 日まで
試験所の名称 株式会社大同分析リサーチ
及び所在地 愛知県名古屋市南区大同町二丁目 30 番地
試験方法の区分 別紙のとおり 4 区分

令和 6 年 2 月 9 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 長谷川 史彦

(別紙)

| | |
|---------|-------------|
| 登録年月日 | 平成17年12月8日 |
| 登録更新年月日 | 令和3年12月8日 |
| 登録の有効期間 | 令和7年12月7日まで |

| 試験方法の区分の名称 | 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 |
|--------------|---|
| 燃焼 - 赤外線吸収法 | 試験方法規格 JIS G 1211 - 3 ^{注1 1)} JIS G 1215 - 4 ^{注1 2)} |
| 吸光光度分析 | 試験方法規格 JIS G 1212-2 JIS G 1214 附属書1 |
| I C P 発光分光分析 | 試験方法規格 JIS G 1258 - 2 ^{注2 1)} JIS G 1258 - 3 ^{注2 2)} JIS G 1258 - 7 ^{注2 3)} |
| 蛍光 X 線分析 | 試験方法規格 JIS G 1256 ^{注3} |

備考：登録の区分は、官報及び認定機関のホームページ等で公表された最新版の区分表が適用される。

注1 [試験範囲 (単位：質量分率 (%))]

- 1) 炭素 0.005以上 4.7以下
- 2) 硫黄 0.0007以上 0.34以下

注2 [定量成分]

- 1) マンガン、ニッケル、クロム、モリブデン、銅、タングステン、バナジウム、コバルト、チタン、ニオブ
- 2) アルミニウム
- 3) ほう素

注3 [試験範囲 (単位：% (m/m))]

| | | | |
|-------|-----------------|--------|---------------|
| けい素 | 0.01以上 4.0以下 | マンガン | 0.01以上 20.0以下 |
| りん | 0.002以上 0.045以下 | ニッケル | 0.01以上 40.0以下 |
| クロム | 0.01以上 30.0以下 | モリブデン | 0.01以上 5.0以下 |
| 銅 | 0.01以上 3.0以下 | タングステン | 0.01以上 2.0以下 |
| バナジウム | 0.01以上 2.0以下 | コバルト | 0.01以上 0.50以下 |
| チタン | 0.001以上 1.0以下 | アルミニウム | 0.10以上 1.0以下 |
| ニオブ | 0.01以上 1.0以下 | タンタル | 0.01以上 0.20以下 |

(以上)